○○・○○特定業務共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

1. 高知県競馬組合発注の高知競馬場避雷設備整備業務委託の事業

　（２）　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○・○○特定業務共同企業体と称する。

（事業所の所在地）

第３条　当共同企業体は、事務所を○○市○○町○○番地○○建設株式会社に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、高知競馬場避雷設備整備業務委託の終了後６か月を経過するまでの間は解散することができない。

（構成員の名称又は商号）

第５条　当共同企業体は、○○市○○町○○番地○○建設株式会社、○○市○○町○○番地○○建設株式会社をもってその構成員とする。

（代表者の名称）

第６条　当共同企業体は、○○建設株式会社代表取締役○○○をもって代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当共同企業体の代表者は、業務の施工に関し当共同企業体を代表してその権限を行使することを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当共同企業体に属する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合等）

第８条　当共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次の割合によって出資するものとする。

　○○建設株式会社　○○％

○○建設株式会社　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を考慮の上構成員が協議して定めた額をもって前項の割合に算入する。

（役員その他業務施工機関の組織及び選任）

第９条　当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け業務の完成に当たるものとする。

２　組織、編成及び業務の施工に関する基本事項については、運営委員会において協議の上決定し、当該業務の完成に当たるものとする。

３　運営委員会は委員長及び委員で構成するものとし、委員長には当共同企業体の代表者をあてる。委員には、その他の構成員が選任した者をもってあてる。

４　運営委員会は、監査委員を選任する。

５　監査委員は、運営委員会の構成員と兼務することができない。

６　運営委員会の議事進行その他運営に関して必要な事項は、運営委員会において定める。

（事務局）

第10条　運営委員会のもとに事務局を設ける。

（各構成員の責任）

第11条　各構成員は、当該業務の請負契約の履行、下請契約その他当該業務の施工に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関して連帯責任を負う。

（取引金融機関）

第12条　当共同企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（会計期間）

第13条　当共同企業体の会計期間は、当共同企業体設立の日から解散の日までとする。

（利益金の配当の割合）

第14条　決算の結果利益金を生じた場合には、第８条に規定する出資割合により構成員に配当するものとする。

（欠損金の負担割合及び補てん方法）

第15条　決算の結果欠損金が生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が負担するものとする。

（業務完了後における人員、機械、残材料等に関する処置）

第16条　業務完了後残有する当共同企業体が雇用した職員及び労務者に対する処置は、運営委員会でこれを定める。

２　業務完了後残存する機械、材料等は、当共同企業体の構成員中の希望する者に運営委員会の議決を経て売却するものとして、その代価は、当共同企業体の収入とするものとする。ただし、運営委員会の承認を得たときは、構成員以外の者に売却することができる。

（決算の監査）

第17条　決算終了後代表者は、営業報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書及び損益金処分案）を作成し、運営委員会の議決を経て１か月以内に監査委員に提出し承認を求めるものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第18条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

（業務途中における構成員の脱退に対する処置）

第19条　構成員は、発注者及び運営委員会の承認がなければ、当共同企業体が業務を完成する日までは脱退することはできない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者（以下「脱退構成員」という。）がある場合においては、残存構成員は業務の施工について発注者と協議するものとする。

３　脱退構成員があった場合の残存構成員の出資割合は、脱退前に脱退構成員が行っていた出資割合を残存構成員が現に出資している割合により分割し、第８条に規定する残存構成員の割合に加えたものとする。

４　脱退構成員の出資金返還は、決算の際に行う。ただし、決算の結果欠損金を生じたときは、脱退構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を脱退構成員の出資金から控除した額を返還金額とする。

５　決算の結果利益金が生じた場合にあっても、脱退構成員には利益の配分は行わない。

（構成員の除名）

第20条　業務途中における構成員の重要な義務の不履行その他当該構成員と当共同企業体を維持することが困難と認められる事由が生じた場合には、他の構成員全員及び発注者の承認により、運営委員会において当該構成員の除名を決定することができる。

２　前項の決定が行われたときは、当共同企業体の代表者は除名した構成員に対してその旨通知しなければならない。ただし、当共同企業体の代表者である構成員が除名となる場合には、次条の規定により新たに代表者となった者がこれを行う。

３　構成員の除名が行われたときの処置については、前条第２項から第５項までの規定を準用する。

（代表者の変更）

第21条　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合の当企業体の代表者については、他の構成員全員及び発注者の承認により、運営委員会において残存構成員のいずれかを代表者として決定するものとする。

（業務途中において構成員の破産等があった場合の処置）

第22条　構成員のいずれかが業務途中において破産し、又は解散した場合等においては、第19条又は第20条の規定を準用する。

（業務完了後解散までの間において構成員の脱退等があった場合の処置）

第23条　構成員のいずれかが業務完了後当共同企業体が解散に至るまでの間において脱退し、破産し、又は解散した場合等における処置については、残存構成員が協議して定める。

（解散後の契約不適合責任）

第24条　当共同企業体が解散した後においても、当該業務につき、契約不適合責任が生じたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第25条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとし、発注者と協議する。

○○・○○特定業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書３通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するとともに、１通を高知県競馬組合に提出する。

　　　　令和　　年　　月　　日

○○・○○特定業務共同企業体

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役 ○○　○○　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　構成員　住所

氏名　○○建設株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役 ○○　○○　印

注　１　本協定書は、２者によるＪＶ方式による場合のものである。

　　２　本協定書はＡ４版で作成し、袋綴じとすること。